

ご注意ください

公共下水道本管、枿及び取付管の撤去、設置及び移設に関する工事は下記堺市下水道条例及び堺市下水道条例施行規程に基づき、検査合格通知書の交付（受取）まで行ってください。検査合格通知書の交付（受取）が行われた時点で、施設を市に引継ぐこととなります。検査合格通知書の交付（受取）がなければ、申請者の施設として、申請者により維持管理を行って頂くこととなりますので、ご注意願います。

堺市下水道条例（抜粋）

（管理者以外の者の行う工事等）

第 9 条 法第 16 条の規定に基づき、公共下水道の施設に関する工事又は維持(以下「工事等」という。)の承認を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申請しなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、管理者が定めるところにより、工事等の完了後、速やかにその旨を管理者に届け出て、管理者の検査を受けなければならない。

堺市下水道条例施行規程（抜粋）

（管理者以外の者の行う工事等の完了届）

第 8 条の 2 条例第 9 条第 2 項に規定する工事等の完了届は、公共下水道工事等施工完了届出書(様式第 6 号の 3)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、維持に係るものについては、第 2 号及び第 3 号の添付を省略できるものとする。

- (1) 工事付近の見取図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) その他管理者が必要と認める図書

（管理者以外の者の行う工事等の検査及び検査合格通知）

第 8 条の 3 管理者は、前条の規定による届出があった場合においては、検査を行い、当該検査に合格したときは、公共下水道工事等検査合格通知書(様式第 6 号の 4)により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、承認した工事により築造された施設がある場合は、前項の通知書の交付をもって当該施設を引き継ぐものとする。